

滋賀県看護職員等処遇改善事業補助金交付要綱

(通則)

- 1 滋賀県看護職員等処遇改善事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師および准看護師をいう。以下同じ。）等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は令和4年4月1日滋医政発第460号滋賀県健康医療福祉部長通知「看護職員等処遇改善事業の実施について」の別紙「滋賀県看護職員等処遇改善事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。
 - (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
看護職員等の賃金改善等	対象医療機関の看護職員の常勤換算数等に基づく金額として実施要綱に基づき算出された額	実際に対象医療機関の看護職員等の賃金改善等に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費

(補助金の概算払)

5 知事は、必要があると認める場合には、概算払をすることができる。

- (1) 補助事業者等は、概算払により補助金の交付を受けようとする時には、滋賀県看護職員等処遇改善事業補助金交付請求書（別記様式第 5 号）に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- (6) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。
- (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別記様式第 3 号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、以下により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、別記様式第 1 号による申請書に關係書類を添えて、別途定める期日までに知事に提出するものとする。
- (2) 補助事業者は、申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以

下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、令和4年6月30日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(遂行状況報告)

- 10 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに別記様式第4号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 11 補助事業者は、別記様式第2号による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6(3)により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(1) 7(1)ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

- 12 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により4、7、8および11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(検査)

- 14 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の

協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 15 補助事業者は、6(7)の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、7の規定に基づく交付の申請、8の規定に基づく変更申請、10の規定に基づく遂行状況または11の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。